第十一号様式（第十八条関係）

許可しない旨の通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

申請者 殿

特定行政庁

 別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第１項の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

 なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　　　　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　　　　　を被告として（訴訟において　　　　　　を代表する者は　　　　　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

（理由）